

大 山 隱 岐 国 立 公 園

三 瓶 山 地 域

管 理 計 画 書

平成11年7月

環境庁自然保護局

山陰地区国立公園・野生生物事務所

## 目 次

第 1	管理計画区設定方針	1
第 2	三瓶山地域管理計画区	2
1	管理の基本的方針	2
( 1 )	保護に関する方針	2
( 2 )	利用に関する方針	3
2	風致景観の管理に関する事項	4
( 1 )	許可、届出等取扱方針	4
( 2 )	公園事業取扱方針	8
3	地域の開発整備に関する事項	1 8
( 1 )	自然公園施設	1 8
( 2 )	一般公共施設	1 8
( 3 )	その他大規模開発	2 0
4	土地及び事業施設の管理に関する事項	2 0
5	利用者の指導等に関する事項	2 0
( 1 )	自然解説に関する事項	2 0
( 2 )	利用者の規制	2 0
( 3 )	利用者の安全対策	2 0
6	地域の美化修景に関する事項	2 0
( 1 )	美化清掃計画	2 0
( 2 )	修景緑化計画	2 1
( 3 )	その他	2 1
7	その他関連事項	2 1
( 1 )	大山隠岐国立公園島根県連絡会議の開催	2 1
( 2 )	関係各種団体の指導育成	2 1

## 第1 管理計画区設定方針

### 1 管理計画作成方針

地域の特性を活かした現地管理業務の計画的遂行を期するため、次の事項に重点を置いて、管理計画を作成するものとする。

- (1) 公園計画の基本に基づき、従来からの指導指針等も含めて、行為の種類ごとに取扱方針を整理し、整合性のある風致景観の管理を図るものとする。
- (2) 施設の整備並びに管理について、総合的な検討を行い、自然条件に見合った適正な利用の促進を図るものとする
- (3) 公園利用者に対する指導体制の整備、普及啓発活動等の充実・強化を図るものとする。
- (4) その他、地域の特性に応じて、現地管理のために必要な事項の整理を行うものとする。

### 2 管理計画区区分方針

本公園は、鳥取、岡山、島根の三県にまたがる面積31,927haの公園である。自然条件、利用形態等の特性から大別すると大山・蒜山地域、三瓶山地域、島根半島地域及び隠岐地域の4地域に大別される。

大山・蒜山地域は、一つのまとまりのある山岳地域で山麓に広がるブナ林や丘陵地における草原景観に代表され、登山、スキー、自然探勝等の利用がなされている。

一方、島根県に位置する三瓶山地域は、溶岩円頂丘群からなる山群と火口原、古くから採草放牧地として利用されてきた草原地に代表され、登山、ピクニック等の利用がなされている。島根半島は海蝕洞門や柱状節理の発達した海岸風景に代表され、自然探勝及び磯遊び等の利用がなされている。また、島根半島沖に位置する隠岐地域は、断崖や海蝕崖と多数の島嶼風景に代表され、遊覧船による景勝探勝や海水浴等の利用がなされている。

このように、地理的、利用形態とも異なることから、効率的かつ合理的な現地管理業務を遂行するために、各地域ごとに管理計画区を設定するものとする。

なお、管理計画区の名称は次のとおりとする。

- (1) 大山・蒜山地域管理計画区
- (2) 三瓶山地域管理計画区
- (3) 島根半島地域管理計画区
- (4) 隠岐地域管理計画区

## 第2 三瓶山地域管理計画区

### 1 管理の基本的方針

#### (1) 保護に関する方針

##### ア 風致景観の特性及び保全対象

三瓶山地域は、大田市、頓原町、邑智町にまたがり、面積は2,679haである。中央部には溶岩円頂丘群の男三瓶、女三瓶、子三瓶、孫三瓶などが環状に連なり、その中央部は室の内と呼ばれる火口原となっている。

三瓶山の最高峰は男三瓶(1,126m)で山頂一帯は風衝草原となっている。また、男三瓶山北側斜面と室の内地区にはブナの自然林があり、国の天然記念物に指定されている。

三瓶山の山麓には、北の原、西の原、東の原と呼ばれる草原地帯が広がる。また、西の原には浮布池、北の原には姫逃池、室の内には室の内池といった成因の異なる池があり、それぞれ野外レクリエーションの場として広く利用されている。

孫三瓶山麓に位置する三瓶温泉は、古くから保養地として知られ、多くの旅館、保養所が整備されており、本地区の宿泊利用基地となっている。また、当地域最南端に位置する湯抱温泉は溪流沿いに位置する情緒ある保養地として良好な環境が維持されている。

このような火山地形と室の内及び山腹北東側の自然林の保全に重点を置くとともに、草原景観の保護管理に努めるものとする。

##### イ 保全対象の保全方針

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
1 室の内 特別保護地区	当該地は、典型的なトロイデ火山である三瓶山の火口原で、その最低部に室の内池を有している。	現状の景観維持に努めるものとする。
2 三瓶山山腹の 森林(室の内を 除く森林地区- )  第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	三瓶山周回線道路に囲まれた山腹に広がる森林である。特に北部斜面にブナを主体とする広葉樹林が広がり国の天然記念物指定されている。稜線付近には広葉樹の風衝低木林が広がっている。	1. 第1種特別地域内のブナを主体とした広葉樹林帯については、現状維持を図るものとする。 2. その他の地域の森林 ア かつて、放牧利用されていた箇所にあつては、原則として放牧利用への土地利用変更については認めるものとする。ただし、表土の改変を伴わないこと及び在来種による草原とするものとする。 イ 森林として維持する場合は、より多く、多様な生物が生息できる森林の育成を図るものとする。
3 三瓶山山麓の 草原(草原維持 区) 第2種特別地域 第3種特別地域	東の原及び西の原は在来種による草原で、野外レクリエーションの場及び放牧地として利用されている。	放牧、採草、火入れ等の様々な管理手法を用いて草原の多様性を維持するものとする。なお、草原景観の維持に際しては、草原の多様な自然の維持及び草原特有の動植物の保護に留意するものとする。

保全対象	概要	保全方針
4 浮布の池周辺 (森林区 - ) 第2種特別地域	三瓶火山の噴出物が渓流を堰止めてできた堰止め湖であり、周辺は広葉樹を主体とした森林に覆われている。	現在の森林景観の維持に努めるものとする。

ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

(ア) 三瓶山山頂部の植生復元

男三瓶山頂を中心とする山頂部については、登山者の踏み荒らし等による裸地化が進んでいるため、関係機関の協力を得て、植生の復元を行うものとする。

(イ) 姫逃池の洋種スイレン等の除去

姫逃池のジュンサイやカキツバタ等からなる自然植生を保護するため、関係機関の協力を得て、洋種スイレン等の外来植物の除去を行うものとする。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

三瓶山地域は交通アクセスの良いことから日帰り利用が多く、四季を通じて登山、キャンプ、スキー、ピクニック、温泉利用等多様な野外利用がなされている。

また、湯抱温泉地域は渓流沿いの静かな環境に恵まれ、温泉利用を目的とした宿泊利用者が多い。

このことから、各地域の自然の特性を活かした自然とのふれあい利用の促進を図っていくものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

当地区一帯を自然と親しみ自然を学ぶ場として「三瓶フィールドミュージアム事業」が推進されている。三瓶山全体を一つの野外博物館としてとらえ、その利用拠点となる三瓶山北の原集団施設地区を中心に、公園利用者が自然に興味を持ち、快適で楽しく自然に接するため、博物展示施設（ビジターセンター）及びその他関連施設が整備され、三瓶山の自然を活かした利用が行われている。今後においても当地域の特性を活かした公園施設の計画的かつ積極的な整備を図るものとする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

適正な公園利用を促進し、自然に対する正しい認識と自然環境保全施策への理解を深めるため、自然解説や野外指導を積極的に行うとともに、快適で安全な利用を推進するため、利用者の指導を行うものとする。特に、「三瓶フィールドミュージアム事業」の中心施設が整備されている三瓶山北の原集団施設地区を拠点として、ボランティアによるインタープリテーション活動等を展開し、自然とのふれあいを積極的に推進するものとする。西の原、東の原については、草原を利用した各種野外活動が行われているので、利用の安全性及び快適性を確保するため、利用区域への牛馬の進入を防止する柵等の管理施設の整備を図るものとする。

## 2 風致景観の管理に関する事項

### (1) 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」(平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号)、「国立公園内(普通地域を除く。)における各種行為に関する審査指針について(昭和49年11月20日環自企第570号、自然保護局長通知。以下、「審査指針」という。)及び別紙「特定地域における特定行為の認定」によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為	地区	取 扱 方 針
1 工 作 物 (1) 建築物	全 域	<p>基本方針 建築物の設置に当たっては、主要利用拠点、道路等からの眺望に留意し、位置、規模、構造、デザイン、色彩等が風致景観に支障を及ぼすことのないよう配慮するものとする。</p> <p>デザイン、色彩</p> <p>ア 屋根 屋根の形状は、軒の出のある切妻、寄棟とする。 屋根の勾配は10分の3以上10分の5以下とする。</p> <p>イ 色彩 ・屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然材料葺き(銅板葺を含む)を用いる場合は、素地色も可とする。 ・外壁の色彩は、茶系色、灰色とするものとする。ただし、自然材料を用いる場合は、素地色も可とするものとする。</p> <p>修景緑化 主要利用拠点又は主として公園利用に供される道路から望見される位置にある建築物については、当該地域に生育する植物と同種の植物による修景のための植栽を行うものとする。</p>
	森林地区 -	<p>基本方針 特別保護地区及び第1種特別地域内については、建築物の新築、増築を認めないものとする。また、第2種特別地域及び第3種特別地域については、住宅及び農林業に関する建築物以外の建築物の新築及び増築は認めないものとする。 ただし、公益上の必要性の認められるものについてはこの限りでない。</p>
	森林地区 -	<p>基本方針 建築物の設置に際しては、三瓶山周回道路沿線及び浮布の池周辺の風致景観や三瓶山の眺望に支障を及ぼすことのないよう配慮するものとする。</p>
	草原維持区	<p>基本方針 草原景観の維持を図るため、建築物の設置は認めないものとする。 ただし、公益上の必要性の認められるものについてはこの限りでない。</p>
	その他の	<p>基本方針</p>

行 為	地 区	取 扱 方 針
	地区	公園利用に供される道路沿線の風致及び三瓶山の眺望に支障が生じないように配慮するものとする。
(2) 道路	全 域	<p>基本方針</p> <p>道路は風致景観及び自然環境に与える影響が大きいため、次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 自然環境及び風致景観に及ぼす影響が最小となるような路線及び工法を選定するものとする。</p> <p>イ 路線は、地形に合ったものとし、切・盛土量の削減、改変面積の縮小等を図るため、栈道、橋梁等を採用するものとする。</p> <p>ウ 道路幅員については、地形・植生及び交通量の実態に応じた必要最小限のものとする。</p> <p>附帯施設の取扱い</p> <p>ア 路傍駐車場、展望台等は、必要性が認められ、かつ下記の要件を満たすものであるものとする。</p> <p>(ア) 風致景観に及ぼす影響が小さい位置であること。</p> <p>(イ) 多量の切盛土を伴わず、かつ法面が緑化されるものであること。</p> <p>イ 危険防止柵は、ガードロープ式又はガードパイプ式のものとし、その色彩は焦げ茶色又は灰色とする。</p> <p>修景</p> <p>ア 法面は当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。ただし、早期緑化等の必要性がある場合はこの限りでない。</p> <p>イ 法面のモルタル吹き付けは認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものであって、可能な限りつる性植物等により緑化されることとなっているものについてはこの限りでない。</p> <p>ウ 擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>エ ロックネット、ロックフェンスの金属製構造物は焦げ茶色又は灰色とするものとする。</p> <p>オ 橋梁については金属製部分は茶色とし、コンクリート部分については灰色とするものとする。</p> <p>カ 道路改良により廃道敷となる部分については、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化するものとする。</p>
(3) 電柱、 鉄塔、 アンテナ 類等	全 域	<p>基本方針</p> <p>ア 主要な利用拠点等からの展望に支障がある場所については、認めないものとする。</p> <p>イ 送電鉄塔の新設については認めないものとする。</p> <p>ウ アンテナ類は女三瓶山頂以外は認めないものとする。</p> <p>色彩</p> <p>ア 電柱等の色彩は、木柱は素材色又は木材防腐剤塗布色、鋼</p>

行 為	区 域	取 扱 方 針
		<p>管柱、コンクリート柱は焦げ茶色又は灰色とするものとする。</p> <p>イ アンテナ類の色彩は、主要展望地から望見したときに山稜線をこえない場合は焦げ茶色又は灰色とし、こえる場合は灰色とするものとする。</p>
(4) 野外運動施設	全 域	<p>基本方針</p> <p>森林地区 - 及び草原維持地区については、認めないものとする。</p> <p>色彩</p> <p>舗装は灰色、茶色、緑色系とするものとする。フェンスは灰色、焦げ茶色又は緑色とするものとする。</p> <p>附帯施設</p> <p>建築物・駐車場等の附帯施設については、必要最小限の規模とするものとする。</p> <p>修景緑化</p> <p>主要利用拠点又は主として公園利用に供される道路から望見される位置にある場合は、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。</p>
(5) その他の工作物	全 域	<p>基本方針</p> <p>ア その他の工作物の設置に際しては、位置、規模、構造、色彩等が風致景観に支障を及ぼすことのないように配慮するものとする。</p> <p>イ 自動販売機を設置する場合は、建築物の庇の下に設置するか、自然材料により外側を囲う等して風致景観への影響を軽減するものとする。</p>
(6) 工作物に関する共通事項	全 域	<p>ア 残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化されることが確実と認められる場合はこの限りでない。</p> <p>イ 工事施工中は、土砂の崩落防止措置を講じるとともに、濁水の流出防止等自然環境の維持に配慮するものとする。</p>
2 木竹の伐採	全 域	<p>基本方針</p> <p>主要利用拠点又は主として公園利用に供せられる道路から望見される場所にあつては、択伐法によるなど風致の保護に配慮するものとする。ただし、草原を維持・回復する場合にはこの限りでない。</p> <p>なお、保安林と重複する地域については保安林の取り扱いと十分調整を図るものとする。</p>
3 広告物(1)	全 域	<p>基本方針</p> <p>ア 乱立は避け、同一地域のものは整理するものとする。</p> <p>イ デザインは簡素なものとし、統一を図るものとする。</p>



行 為	地 区	取 扱 方 針
指導標、誘導標及び案内板	全 域	<p>別添「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(以下「公共標識の整備指針」という)によるよう指導する。</p> <p>設置場所 眺望の妨げにならない場所であることとする。</p> <p>材料、色彩等 ア 材料はできるだけ木材、石材等自然素材を使用するものとする。 イ 色彩は、支柱及び文字盤は焦げ茶色、文字は黒色又は白色とする。 案内図には上記以外の色の使用を認めるものとするが、必要最小限の使用にとどめるものとする。</p>
(2) 事業用広告物	全 域	<p>基本方針 店舗、事務所、営業所等の敷地内において、設置目的に照らして必要と認められるものに限るものとする。</p> <p>材料、色彩等 ア 材料はできるだけ木材、石材等自然素材を使用するものとする。 イ 色彩は、支柱及び文字盤は焦げ茶色、文字は黒色又は白色とする。 案内図には上記以外の色の使用を認めるものとするが、必要最小限の使用にとどめるものとする。</p>
(3) イベント用案内看板等	全 域	<p>基本方針 イベント実行のための案内看板等については必要最小限のものに限るものとする。</p> <p>設置場所と数 主たる会場については事業用広告物に準じ、誘導用については主として主要道路の交差点付近において各方向毎に1基のみ設けることとし、その表示面積は1㎡以下とするものとする。</p> <p>色彩 公園利用者に必要以上に強い印象を与えないよう、3色以内とするものとする。</p> <p>設置期間 イベント前1週間以内とし、イベント終了後は直ちに撤去するものとする。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」(平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (1) 車道	全 域	<p>基本方針</p> <p>道路は風致景観及び自然環境に及ぼす影響が大きい ため、次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 風致景観及び自然環境に及ぼす影響が最小となる ような路線及び工法を選定するものとする。</p> <p>イ 路線は、地形に合ったものとし、切・盛土量の削減、 改変面積の縮小等を図るため、栈道、橋梁等を採用する ものとする。</p> <p>ウ 道路幅員については、地形・植生及び交通量の実態に 応じた必要最小限のものとする。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 車道沿線に設けられる駐車場、展望台等の整備に当た っては、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 風致景観に影響の小さい規模、位置であること。 (イ) 多量の切盛土を伴わず、かつ法面が緑化されるも のであること。 (ウ) 清掃等管理体制が確立されていること。</p> <p>イ 危険防止柵は、ガードロープ式又はガードパイプ式の ものとし、その色彩は焦げ茶色又は灰色とするものとし る。</p> <p>修景</p> <p>ア 法面は当該地域に生育する植物と同種の植物により緑 化を行うものとする。ただし、早期緑化等の必要性があ る場合はこの限りでない。</p> <p>イ 法面のモルタル吹き付けは認めない。ただし、安全確 保上やむを得ないと判断されるものであって、可能な限 りつる性植物等により緑化されることとなっているもの についてはこの限りでない。</p> <p>ウ 擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行った ものを用いるものとする。ただし、公園利用者から望見 されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>エ ロックネット、ロックフェンスの金属製構造物は焦げ 茶色又は灰色とするものとする。</p> <p>オ 橋梁については金属製部分は茶色とし、コンクリート 部分については灰色とするものとする。</p> <p>カ 道路改良により廃道敷となる部分については、当該地 域に生育する植物と同種の植物により緑化するものとし る。</p> <p>残土処理</p> <p>ア 残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自 然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残 土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化さ れることが確実に認められる場合はこの限りでない。</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		<p>イ 工事施工中は、土砂の崩落防止措置を講じるとともに、濁水の流出防止等自然環境へ維持に配慮するものとする。</p>
(2) 自転車道	三瓶山周回線	<p>基本方針 道路（自転車道）の整備に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 自然環境及び風致景観に及ぼす影響が最小となるような路線及び工法を選定するものとする。</p> <p>イ 路線は、原則として地形に合ったものとし、切・盛土量の削減、改変面積の縮小等を図るため、栈道、橋梁等を採用するものとする。</p> <p>附帯施設 附帯施設は、利用者の安全対策あるいは管理上必要と認められるものについて、必要最小限の整備を行うものとする。なお、標識類については、統一を図るものとし、防護柵は可能な限り木柵とするものとする。</p> <p>修景 ア 法面は当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。ただし、早期緑化等の必要性がある場合はこの限りでない。</p> <p>イ 擁壁には、自然石又は自然石に摸したブロック等を使用すること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>ウ ロックネット、ロックフェンスの金属製構造物は焦げ茶色又は灰色とするものとする。</p> <p>エ 橋梁については金属製部分は茶色とし、コンクリート部分については灰色とするものとする。</p> <p>残土処理 ア 残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化されることが確実に認められる場合はこの限りでない。</p> <p>イ 工事施工中は、土砂の崩落防止措置を講じるとともに、濁水の流出防止等自然環境へ維持に配慮するものとする。</p>
(2) 歩道	全域	<p>基本方針 整備に当たっては、沿道の自然の改変を極力避けると共に、洗掘、侵食の予防に努めるものとする。また、歩道以外への利用者の立入りを防止する等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>附帯施設 標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン（「公共標識の整備指針」参照）で計画的に配置するものとし、老朽化又は破損したものは、速やかに撤去又は</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		<p>更新するよう努めるものとする。</p> <p>修景緑化 法面は当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。ただし、早期緑化等の必要性がある場合はこの限りでない。</p>
2 宿舍	全 域	<p>基本方針</p> <p>ア 公園利用のための健全かつ快適な宿舍として整備を図るものとする。</p> <p>イ デザインについては、周辺の自然や既存施設との調和を考慮するものとする。</p> <p>対象 事業の対象とする宿舍は、不特定多数の公園利用者の宿泊の用に供する建築物のうち、旅館業法による許可を得たもの又は得る見込みのあるものとする。</p> <p>規模等</p> <p>ア 高さ 建築物の最高部の高さは13m以下（煙突、避雷針、アンテナは除く）とするものとする。</p> <p>イ 建ぺい率 30%以下とするものとする。</p> <p>ウ 主として、公園利用に供せられる道路の路肩からの後退距離は、10m以上とするものとする。ただし、既存建築物の後退距離が10m未満である場合は、当該建築物の建て替え又は増築に際して既存の後退距離以上の距離を確保するものとする。 その他の道路の路肩及び敷地境界からの後退距離は5m以上とするものとする。 ただし、既存建築物の後退距離が5m未満である場合は、当該建築物の建て替え又は増築に際して既存の後退距離以上の距離を確保するものとする。</p> <p>エ 屋根 屋根の形状は、軒の出のある切妻、寄棟とする。 屋根の勾配は10分の3以上10分の5以下とする。</p> <p>オ 色彩  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。 ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然材料葺き（銅板葺を含む）を用いる場合は、素地色も可とする。</li> <li>・ 外壁の色彩は、茶系色、灰色とするものとする。ただし、自然材料を用いる場合は、素地色も可とするものとする。</li> </ul> </p> <p>附帯施設</p> <p>ア 駐車場 宿泊収容力に見合う規模の駐車場を設けるものとする。</p> <p>イ 運動施設</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコート取扱要領について(昭和57年5月7日環自保第138号)」第2により取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 色彩等           <ul style="list-style-type: none"> <li>舗装は灰色、茶色、緑色系とするものとする。</li> <li>フェンスは灰色、焦げ茶色又は緑色とするものとする。</li> <li>フェンスの高さは4メートル以下で、かつ、周辺の樹木より低くするものとする。</li> </ul> </li> <li>ウ その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員宿舎、倉庫、車庫等を別棟とする場合は、必要最小限の規模とするとともに、宿舎と調和のとれた外部意匠とするものとする。</li> </ul> </li> </ul> <p>残土処理</p> <p>残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化されることが確実に認められる場合はこの限りでない。</p> <p>施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 危険防止           <ul style="list-style-type: none"> <li>利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うものとする。</li> </ul> </li> <li>イ 美化清掃           <ul style="list-style-type: none"> <li>風致景観の維持、利用の快適性を確保するため美化清掃に努めるものとする。</li> </ul> </li> </ul>
3 園地	全 域	<p>基本方針</p> <p>展望、自然観察、散策、休憩等当該園地の持つ機能や性格を勘案し、地形、植生、眺望等の自然条件を活かすと共に、風致景観と調和したデザイン、材質、色彩で整備を図るものとする。</p> <p>附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 休憩所の建物は周囲の自然環境と調和したデザインとするものとする。</li> <li>イ 屋根           <ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の形状は、軒の出のある切妻、寄棟とする。</li> <li>屋根の勾配は10分の3以上10分の5以下とする。</li> </ul> </li> <li>ウ 色彩           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。</li> <li>ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然材料葺き(銅板葺を含む)を用いる場合は、素地色も可とする。</li> <li>・ 外壁の色彩は、茶系色、灰色とするものとする。</li> <li>ただし、自然材料を用いる場合は、素地色も可とするものとする。</li> </ul> </li> <li>エ 標識類は、「公共標識の整備指針」に基づき統一の取れたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効</li> </ul>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>果を高めるため適切に設置するものとする。</p> <p>オ 駐車場は、風致上の支障が生じるおそれのない範囲で利用者数に見合った規模を確保するものとする。</p> <p>修景緑化 法面は当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。ただし、早期緑化等の必要性がある場合はこの限りでない。</p> <p>残土処理 残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化されることが確実に認められる場合はこの限りでない。</p> <p>施設の維持管理 ア 草の刈り払い 草の刈り払いは、植物の保護を図るため必要最小限とするものとする。</p> <p>イ 危険防止 利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うものとする。</p> <p>ウ 美化清掃 風致景観の維持、利用の快適性を確保するため美化清掃を行うものとする。</p>
4 駐車場	全 域	<p>基本方針 整備に当たっては、地形の改変を極力抑え、利用者数に応じた適正な規模とするものとする。</p> <p>附帯施設 ア 休憩所、公衆便所等の建物は、周囲の自然環境と調和したデザインとするものとする。</p> <p>イ 屋根 屋根の形状は、軒の出のある切妻、寄棟とする。 屋根の勾配は10分の3以上10分の5以下とする。</p> <p>ウ 色彩 ・ 屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。 ・ 外壁の色彩は茶系色、灰色とするものとする。ただし、自然材料を用いる場合は、素地色も可とするものとする。</p> <p>修景 ア 法面は当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。ただし、早期緑化等の必要性がある場合はこの限りでない。</p> <p>イ 擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>残土処理 残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然</p>

事業の種類	地区	取 扱 方 針
		<p>公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化されることが確実に認められる場合はこの限りでない。</p> <p>施設の維持管理</p> <p>ア 危険防止 利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うものとする。</p> <p>イ 美化清掃 風致景観の維持、利用の快適性を確保するため美化清掃を行うものとする。</p>
5 野営場	全 域	<p>基本方針 快適な公園利用のための野営場として、自然環境や風致景観の保全に留意して整備を図るものとする。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 管理棟、炊事棟等の建物は周囲の自然環境に調和したデザインとするものとする。</p> <p>イ 屋根 屋根の形状は、軒の出のある切妻、寄棟とする。 屋根の勾配は10分の3以上10分の5以下とする。</p> <p>ウ 色彩 ・ 屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。 ・ 外壁の色彩は茶系色、灰色とするものとする。ただし、自然材料とする場合は素地色も可とするものとする。</p> <p>エ 標識類は、「公共標識の整備指針」に基づき統一の取れたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため案内解説板等を適切に設置するものとする。</p> <p>オ 駐車場は、風致上の支障が生じるおそれのない範囲で利用者数に見合った規模を確保するものとする。</p> <p>残土処理 残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化されることが確実に認められる場合はこの限りでない。</p> <p>施設の維持管理</p> <p>ア 草の刈り払い 草の刈り払いは、植物の保護を図るため必要最小限とするものとする。</p> <p>イ 危険防止 利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うものとする。</p> <p>ウ 美化清掃 風致景観の維持、利用の快適性を確保するため美化清</p>

事業の種類	地区	取 扱 方 針
		掃を行うものとする。
6 スキー場	東の原	<p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日環自国第315号)によるほか次の取扱いによるものとする。</p> <p>基本方針 本スキー場は、三瓶山東の原地区における冬季利用の拠点として整備を図ると共に、従来行われてきたシーズン以外の採草地及びピクニック等のゲレンデ利用についても考慮していくものとする。</p> <p>スキー場事業区域 スキー場事業区域は、事業決定(平成3年7月12日環境庁告示第34号)により定められた区域とする(区域面積50ha)。</p> <p>保存緑地率 保存緑地率が70%に満たないため、現在の保存緑地率を維持するものとする。 ただし、安全確保のため既存ゲレンデ等の小規模な改良を行う場合は、この限りでない。</p> <p>スキー場事業施設</p> <p>(1) コース及びゲレンデ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成方法 切土、盛土量が最小となるよう地形をいかした造成を行うこととする。</li> <li>・造成後の緑化方法 原則として郷土種で緑化し、常に裸地面が見えないようにする。また、支障木のうち移植可能なものについては、積極的に移植を図るものとする。</li> </ul> <p>(2) スキーリフト等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規模 利用上必要最小限の数とし、リフト柱の高さは極力低く抑える等利用拠点からの眺望に配慮するものとする。</li> <li>・意匠 鉄塔、搬器等の色は、焦げ茶色とする。</li> </ul> <p>(3) 建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 建築物の設置に当たっては、公園道路や利用拠点から大平山の眺望を遮らない位置とする。</li> <li>・規模 快適な利用を進める上で必要最小限の規模とし、高さは2階建かつ13mまでとする。ただし、既存の建物の建て替え又は増築の場合、既存の高さが2階建又は13mをこえるものについては、その高さまでとする。</li> <li>・意匠 切妻型屋根の山小屋風のものとし、屋根の色彩は焦げ茶色とする。</li> </ul>



事業の種類	地区	取 扱 方 針
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚排水処理 浄化槽を設け、適切な処理を行うこととする。</li> <li>(4) 標識類 標識類は、利用上効果的な場所に設置することとし、規模は必要最小限とする。 色彩は、焦げ茶色に白文字を原則とする。</li> <li>(5) その他の施設 管理道路、発電施設、放送施設、照明装置、人工降雪機等の新增設は認めないこととする。 ただし、利用状況の変化等に対応し、適切な事業執行を図る上で必要であると認められる場合についてはこの限りでない。</li> <li>管理運営 利用者の安全対策に万全を期すとともに、パトロール員の配置及び医療救急施設の充実を図る等、安全で快適利用を進める上で必要な態勢を整えることとする。</li> <li>その他 付近の自然植生に悪影響を与える融雪防止剤の使用は認めない。</li> <li>施設の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 危険防止 利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うものとする。</li> <li>イ 美化清掃 風致景観の維持、利用の快適性を確保するため美化清掃を行うものとする。</li> </ul> </li> </ul>
7 舟遊場	浮布池	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針 ボート遊びの棧橋、休憩施設等の整備に当たっては、水鳥の生息地でもあることから、地形の改変を極力抑えると共に水質の保全に留意するものとする。</li> <li>施設の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 危険防止 利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うものとする。</li> <li>イ 美化清掃 風致景観の維持、利用の快適性を確保するため美化清掃を行うものとする。</li> </ul> </li> </ul>
8 博物展示施設	全 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針 自然情報の提供機能を備えた自然とのふれあいを増進するための基幹施設として整備を図るものとする。</li> <li>規模等 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 建物は周囲の自然環境と調和したデザインとするものとする。</li> <li>イ 屋根 屋根の形状は、軒の出のある切妻、寄棟とする。</li> </ul> </li> </ul>

事業の種類	地区	取 扱 方 針
		<p>屋根の勾配は10分の3以上10分の5以下とする。</p> <p>ウ 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。 ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然材料葺き（銅板葺を含む）を用いる場合は、素地色も可とする。</li> <li>・ 外壁の色彩は茶系色、灰色とするものとする。ただし、自然材料を用いる場合は素地色も可とするものとする。</li> </ul> <p>附帯施設</p> <p>駐車場は、風致上の支障が生じるおそれのない範囲で利用者数に見合った規模を確保するものとする。</p> <p>残土処理</p> <p>残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化されることが確実に認められる場合はこの限りでない。</p> <p>施設の維持管理</p> <p>ア 危険防止</p> <p>利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うものとする。</p> <p>イ 美化清掃</p> <p>風致景観の維持、利用の快適性を確保するため美化清掃を行うものとする。</p>
9 避難小屋	三瓶山頂	<p>基本方針</p> <p>登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備するものとする。</p> <p>規模等</p> <p>ア 規模は必要最小限とし、高さは、積雪、風速等気象条件を考慮の上可能な限り低くするものとする。</p> <p>イ 屋根の形状は、切妻又は寄棟とするものとする。</p> <p>ウ 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とするものとする。</li> <li>・ 外壁の色彩は茶系色、灰色とするものとする。ただし、自然材料とする場合は、素地色も可とするものとする。</li> </ul> <p>施設の維持管理</p> <p>利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うものとする。</p>
10 索道運送施設	東の原	<p>基本方針</p> <p>整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるものとする。</p> <p>施設の維持管理</p> <p>ア 危険防止</p> <p>利用の安全性を確保するため適切な施設の安全管理を行うものとする。</p>

事業の種類	地区	取 扱 方 針
		イ 美化清掃 風致景観の維持、利用の快適性を確保するため美化清掃を行うものとする。

### 3 地域の開発整備に関する事項

#### (1) 自然公園施設

各地区の利用形態及び整備方針は次のとおりとし、関係機関、公園事業者等協力を得て、その推進に努めるものとする。

地区	利用形態及び整備方針
三瓶温泉	古くからの温泉集落街及びその周辺地域からなり、多くの旅館を始め、保養所、売店、公共駐車場等がある。宿泊、温泉利用、登山基地としての利用がなされている。近年、三瓶山地域は宿泊利用者が減り、日帰り利用へと利用形態が変化してきている。今後、利用の動向を考慮しつつ、温泉を活かした施設、レクリエーション施設等についての整備を図るものとする。
湯抱温泉	溪流沿いに位置する情緒ある温泉であり、歌人「柿本人麿」終焉の地ともいわれ、鴨山公園には休憩所等の施設が整備されている。また、本地区と三瓶山とは中国自然歩道で結ばれており、より一層の有効な活用を図るものとする。 今後、滞在利用の促進のため、拠点となる園地の整備を図るものとする。
北の原	三瓶自然館（ビジターセンター）やフィールドセンターを中心として、姫逃池周辺の自然研究路、男三瓶山北山腹の自然林内に通ずる探勝路等が整備されるなど、自然教育の場としての整備が進められている。また、国立三瓶青年の家もあり、学生、社会人等多層にわたり、周辺の自然を対象に環境教育が行われている。今後とも自然とのふれあいを通じて公園利用者への自然保護思想の普及を図るため、三瓶自然館、北の原野営場等の諸施設の拡充整備を図るものとする。
西の原	三瓶山地域でもっとも広大な草原がある本地区は野外レクリエーションの場として、春から秋にかけて最も利用者の集中する場所である。また、本地区を中国自然歩道が通り、男三瓶山への登山道があることから、ハイキング、登山の利用者も多い。 三瓶山周回道路の東側は、運動、ピクニック等ができる草原景観として維持し、西側には、多目的広場の造成を図るものとする。
東の原	本地区の利用形態はリフトを活用したものが中心である。春から秋にかけては、自然探勝、登山等、冬はスキー等の利用が行われている。 西の原、北の原とともに草原を特色とする地域であるので、今後とも草原景観を維持しながらスキー場、駐車場等の整備を図るものとする。

#### (2) 一般公共施設

公共事業等については、円滑な事業の推進を図るため、次のとおり取り扱うものとする。

ア 各種5ヶ年計画等の長期計画については、計画段階から情報の収集、内容の把握に努め、事前の調整を図るものとする。

イ 地域の生活及び産業の基盤となる道路、漁港、海岸保全施設等の情報の収集、内容の把握に努め、事前の調整を図るものとする。(下図参照)

(事前調整手順)

事前調整の対象となる公共事業は、次年度に実施が見込まれている事業で自然公

園法の手続きを必要とするものとする。

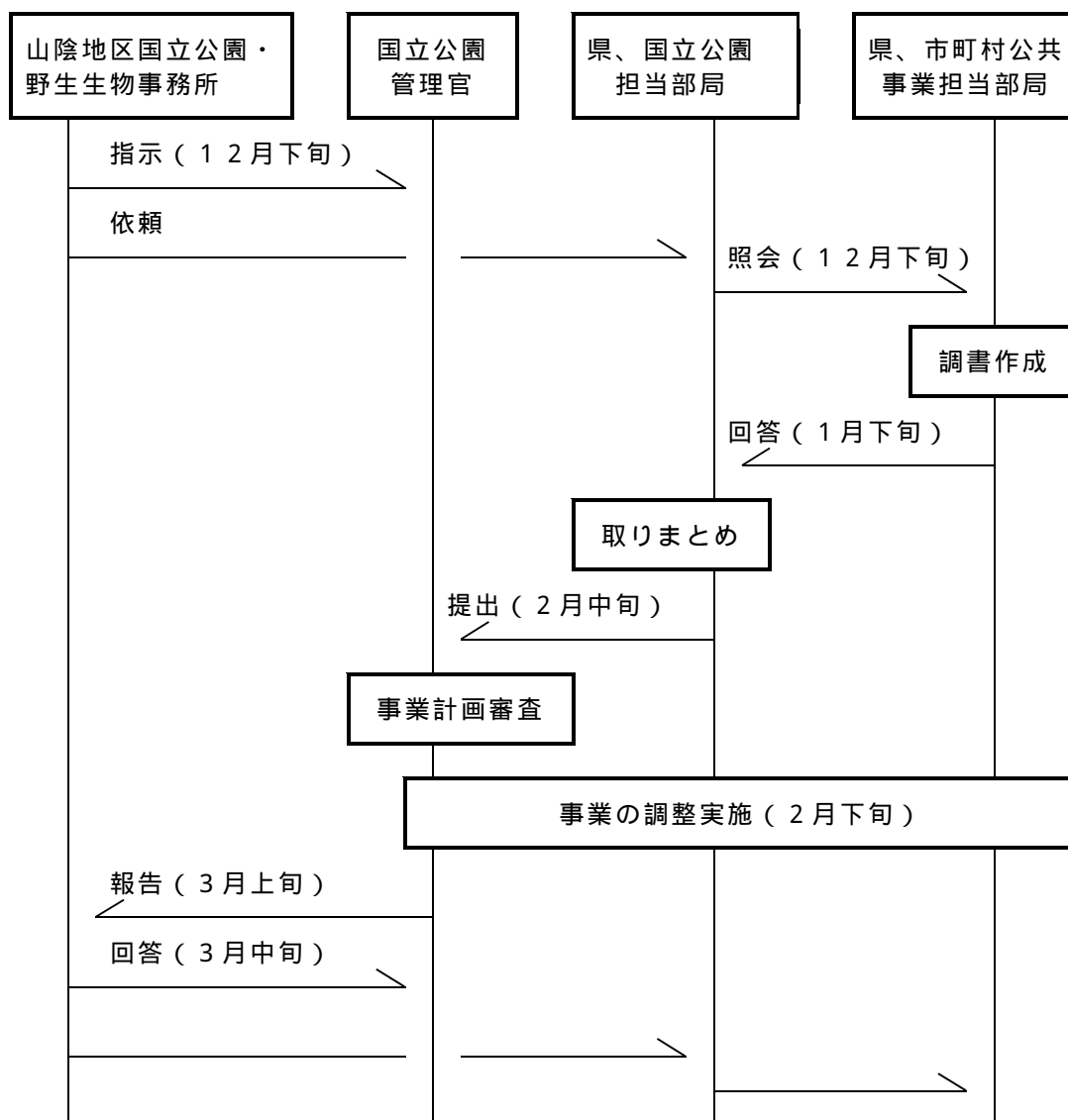
山陰地区国立公園・野生生物事務所は、府県の自然公園担当部局を通じ公共事業担当部局に対して、毎年12月末日までに次年度の事業計画について照会し、1月末日までに回答を得るものとする。

山陰地区国立公園・野生生物事務所は、事業計画を審査し、必要に応じてヒヤリングを実施する等、公園計画との調整を図るものとする。

公園事業として実施する道路等の事業で、公園事業の決定若しくは変更を必要とするものについては、自然環境保全審議会に諮問する必要があることから、早目に調整を行い、所定の手続きを進めるものとする。なお、自然環境保全審議会の開催は年2回（5月、10月）で、諮問案件については開催の2ヶ月前までに調整を終えているのが原則である。

ウ 各種公共事業の実施に当たっては、必要に応じ自然環境影響調査を行うよう指導するものとする。

< 参考 公共事業事前調整手順フロー >



( 3 ) その他の大規模開発

大規模な公共事業の実施に当たっては、必要に応じ当該事業が自然環境に与えることとなる影響等について事前に総合的な調査を行うよう指導するものとする。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

( 1 ) 公園施設の管理

国立公園の利用上不可欠な施設であることから、安全で快適な利用が促進されるよう、施設の安全点検や清掃に努めるとともに、風致の保護上支障のないよう適正な管理を行うよう施設管理者を指導するものとする。

5 利用者の指導等に関する事項

( 1 ) 自然解説に関する事項

当地区においては、三瓶自然館を中心とする三瓶フィールドミュージアム事業により、自然観察のための各種の施設や実施体制の整備が行われているほか、国立三瓶青年の家においても、周辺の自然を活用した各種事業が実施されている。

今後とも、自然解説活動を積極的に推進するため、関係機関・団体等が連携を密にし、自然公園指導員、三瓶自然館インタープリター等ボランティアの協力を得て活動の充実、効率化を図るとともに、自然観察のための解説板、案内板の整備やガイドマップの作成を行うものとする。

( 2 ) 利用者の規制

適正な公園利用と自然環境の保全を図るため、土地管理者及び関係機関等が協力して、次のような利用者の誘導及び規制を行うものとする。

ア 野営場以外の場所での野営規制

植生の保全、ゴミ等の散乱、山火事の危険等を防止する観点から、野営場以外での野営禁止及び花火の使用について規制するものとする。

イ 車道、駐車場以外の場所への車両の乗り入れ防止対策

車両の乗り入れ等に伴う植生破壊や地形荒廃の防止及び利用者の安全確保の観点から、看板、柵等による乗り入れ防止の措置を講ずるものとする。

ウ 指定植物等の保護

指定植物等を保護するため、パトロール及び看板の設置等により盗採防止に努めるものとし、歩道以外への立入防止の措置を講ずるものとする。

エ 立ち売り等の規制

駐車場等における立ち売り、客引き等は公園利用及び適正な管理を阻害することから、行わないよう規制するものとする。

オ ボートの規制

浮布池では、現状の静寂な環境を維持するため、動力船等の使用は認めないものとする。

( 3 ) 利用者の安全対策

利用地点の危険な個所においては、関係行政機関が協力して注意標識や安全施設を設けるなど、利用者の安全確保に努めるものとする。

6 地域の美化修景に関する事項

( 1 ) 美化清掃計画

当地区の美化清掃体制としては、清掃活動費補助対象団体である三瓶山を美しくする会及び任意団体であるクリーン三瓶実行委員会による活動がある。

前者は、三瓶山山麓の利用地域におけるゴミ収集、運搬、処理を行うほか、ゴミの持ち帰りの呼びかけを行っている。後者は関係機関・団体で組織されたものであり春・秋の一斉清掃活動やゴミ持ち帰りの呼びかけを行っている。

今後とも、これら事業の充実を図るため、各施設管理者に対する美化思想の普及啓発に努めるものとする。

ア ゴミ持ち帰り運動の推進

関係機関が協力してゴミ持ち帰り運動の普及啓発を図るものとする。

イ ゴミ箱の設置について

ゴミの回収・処理体制が整備されている地区以外の地区には、ゴミ箱を設置しないものとする。

ウ 車道沿線のゴミ対策

車両からの空きかん、ゴミ等の投げ捨て防止のため、関係機関等が協力して、観光パンフレット等による利用者への周知に努めるものとする。

(2) 修景緑化計画

ア 施設周辺の修景緑化計画

工作物及び事業施設が周辺の景観に馴染むよう積極的に当該地域に生育する植物と同種の植物を用いて修景植栽を行うよう指導するものとする。

イ 工事跡地の緑化・植生復元の取扱

特別保護地区、第1種特別地域、極相又はそれに近い自然植生の存する地域等については、当該地域に成育する植物と同種の植物により構成される植生景観を施工後速やかに復元することを目標とし、緑化基礎工に用いる資材は、原則として自然材料を用いるよう指導するものとする。

上記以外の地域についても、当該地域に生育する植物と同種の植物により構成される植生景観の復元が望ましいが、それが困難な場合には、表土の保全を目的として、外来植物等を使用することも許容するものとする。但し、その場合にも、将来自然植生への移行が可能な工法とするよう指導するものとする。

(3) その他

ア 草原景観の維持

現状のまま在来種による草原としての維持を図るものとする。なお、草原景観の維持に際しては、三瓶山地域が分布の西限となっているウスイロヒョウモンモドキを始めとする草原特有の動植物の保護に留意するものとする。

イ 森林施業の取扱い

主要利用拠点又は主として公園利用に供せられる道路から望見される場所においては風致景観上支障が生じないように森林施業等を行うものとする。

ウ 通景線の確保

主要展望地や道路からの眺望を維持するため、必要に応じて通景線を確保するものとする。

7 その他関連事項

(1) 大山隠岐国立公園島根県連絡会議の開催

島根県及び関係市町村からなる大山隠岐国立公園島根県連絡会議を毎年1回開催し、本管理計画の実現その他公園管理業務について連絡調整を行うものとする。

(2) 関係各種団体の指導育成

各種連絡協議会、自然保護や美化清掃等を目的とする関係団体に対しては、積極的に交流を図り、指導・育成に努めるものとする。